



前期基本計画



I. 総論

第1章 基本計画の概要

第1節 基本計画の位置づけ	50
第2節 基本計画の構成と計画期間	50
第3節 基本計画の進行管理と評価	50
第4節 SDGs との連動	51

第2章 人口推計

.....	54
-------	----

第3章 施策の体系

.....	56
-------	----

第4章 リーディングプロジェクト

第1節 リーディングプロジェクトとは	58
第2節 リーディングプロジェクトの概要	58
第3節 リーディングプロジェクト	59

I. 総論

第1章 基本計画の概要

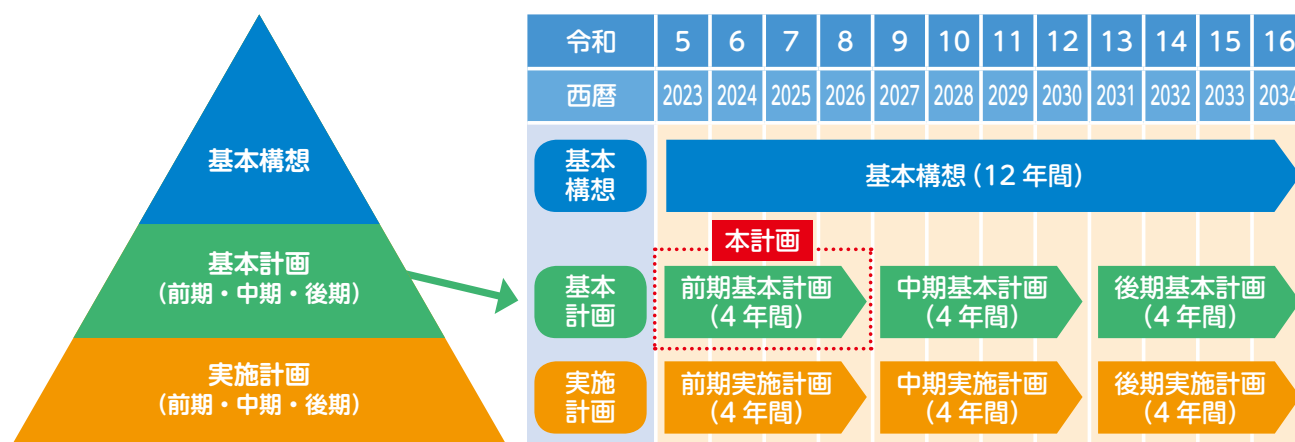
第1節 基本計画の位置づけ

基本計画は基本構想に掲げた本市の将来都市像「“豊かな自然”に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら」を実現するために推進する施策を体系化したもので、まちづくりの分野を網羅する最上位計画として個別計画の基本となるものです。また、基本計画の各施策の推進に向けて取り組んでいく事業を別途策定する実施計画のなかで定め、毎年の予算編成の指針とします。

第2節 基本計画の構成と計画期間

本基本計画（前期基本計画）は、基本構想の施策の大綱に掲げた7つの基本方針に対応した29の施策から構成される「施策分野別計画」、及び本市の4つの地区に対応した「地区別計画」によって構成され、それぞれの計画期間は令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）の4年間とします。

■基本計画の位置づけ・計画期間



第3節 基本計画の進行管理と評価

本計画の進行管理にあたっては、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）から成るPDCAサイクルの視点を取り入れ、施策全般について継続的に取組改善を行い、計画の着実な推進に努めます。

また、施策ごとに目指すべき成果指標を設定し、施策の客観的な効果検証を可能とします。

第4節 SDGsとの連動

(1) SDGsの17の目標

SDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals の略）とは、「誰一人取り残さない」、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた持続可能な社会の実現を目指す全世界共通の目標であり、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択されました。この SDGs は 17 のゴールとより具体的で詳細な 169 のターゲットにより構成されており、その方向性は本市の将来都市像の実現に向けた取組と重なる部分が多いことから、総合計画の各施策と一体的に推進します。

■SDGsの17の目標とその内容

1 貧困をなくそう 	■貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 	■人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	■飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	■住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を 	■すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	■つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに 	■質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	■気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう 	■ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう 	■海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	■安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさを守ろう 	■陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	■エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	■平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 	■働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	■パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	■産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

(2) 基本計画の施策とSDGsとの関係

前期基本計画の29の施策はSDGsの目標のいずれかに関連しており、その関係性を下表のとおり整理しました。

■前期基本計画の施策とSDGs目標との対応表

基本方針		施策分野	1 貧困をなくそう	2 気候変動に 適応を	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう
1	未来に希望をつなげるまち	1-1 結婚、妊娠・出産・育児支援の充実		●	●		●
		1-2 子育て支援の充実	●		●	●	
		1-3 学校教育の充実			●	●	
		1-4 青少年の健全育成			●	●	
2	ともに支え合い、健やかに過ごせるまち	2-1 健康保険施策の充実			●		
		2-2 地域福祉の推進	●	●	●		
		2-3 高齢者福祉の充実	●		●		
		2-4 障がい者福祉の充実			●		
3	安全・安心を実感できるまち	3-1 消防・防災体制の充実					
		3-2 生活安全・交通安全対策の推進			●		
4	人々が活気にあふれるまち	4-1 農林業の振興		●			
		4-2 水産業の振興					
		4-3 ビジネス支援の推進					
		4-4 観光の振興					
		4-5 移住・定住の促進					
		4-6 働く場の確保					
5	快適な環境で過ごせるまち	5-1 良好な市街地の形成					
		5-2 道路整備等の推進			●		
		5-3 公共交通の充実					
		5-4 生活基盤の整備					
		5-5 環境保全と循環型社会の形成			●		
6	心豊かで元気になるまち	6-1 生涯学習の推進				●	
		6-2 芸術文化の振興と伝統文化の継承				●	
		6-3 スポーツの振興			●		
7	みんなで創るみんなのまち	7-1 市民参加と協働の推進					
		7-2 行財政改革の推進					
		7-3 社会環境の変化に即した行政運営				●	
		7-4 広域的連携によるまちづくり					
		7-5 共生社会の実現				●	●

6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国々の平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを まもろう	15 陸の豊かさも まもろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
				●						●	
				●						●	●
										●	●
										●	●
				●	●					●	●
		●			●					●	●
				●	●					●	●
					●		●				●
					●					●	
					●					●	
		●	●		●				●		●
		●	●					●			●
		●	●		●						●
		●	●		●	●					●
		●	●		●						●
		●	●		●						
			●		●						●
			●		●						
			●		●						
●					●			●			
●	●				●	●	●	●	●		●
					●						●
					●						●
					●						●
					●					●	●
					●					●	●
			●							●	●
					●						●
				●						●	●

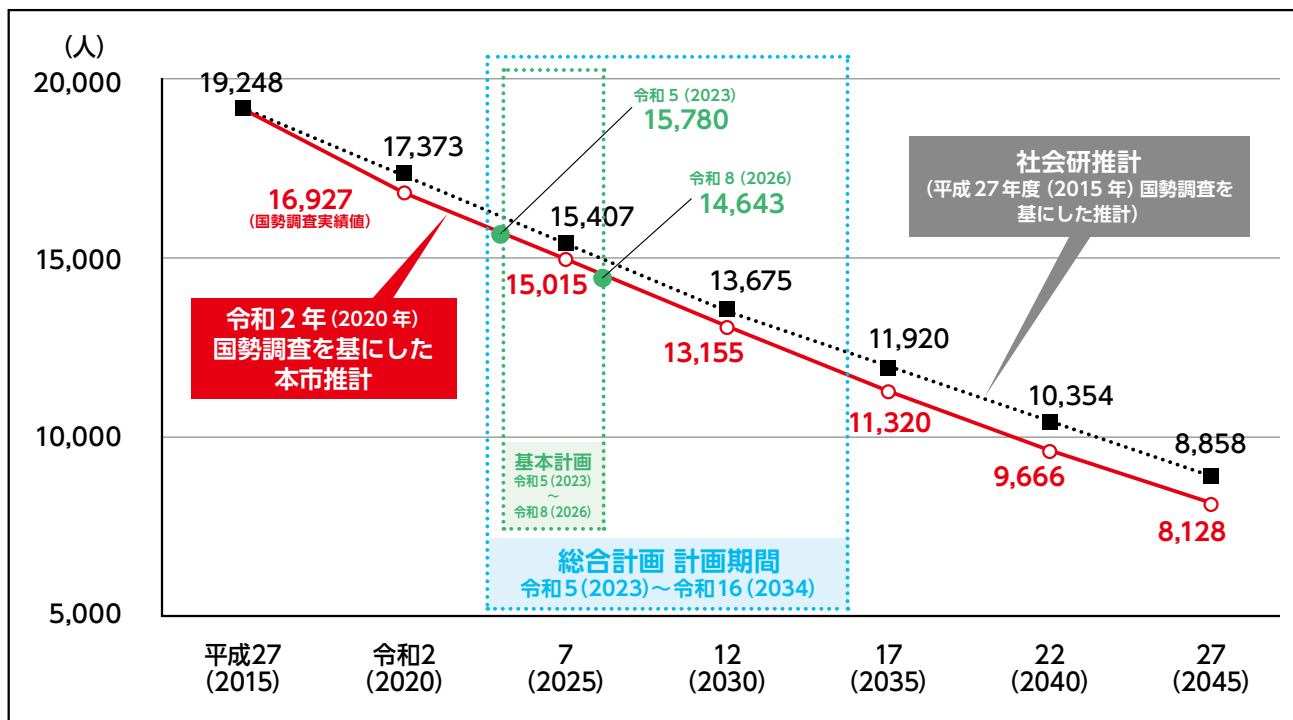
第2章 人口推計

平成 27 年（2015 年）の国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）が行った将来人口の推計では、本市の令和 2 年（2020 年）の推計人口が 17,373 人でしたが、同年の国勢調査実績値はその推計値を下回る 16,927 人となりました。平成 27 年（2015 年）から令和 2 年（2020 年）の 5 年間の変化率をみると、社人研推計の 9.7%の減少に対し、実績は 12.1%の減少となっています。

令和 2 年（2020 年）の国勢調査実績を出発点とし、自然増減・社会増減に関する最近の動きを反映させて将来人口を推計したところ、本市の人口は社人研の推計を下回って推移する結果となっています。右図のとおりこの差異を年齢区分別にみまると、足元における 20 代の転出超過幅が社人研推計よりも拡大したために生産年齢人口の下振れが顕著となっていることに加え、同年代の女性の転出超過が出生数の減少をもたらすことから年少人口も社人研推計を下回る傾向がうかがえます。

基本構想「序論」のまちづくりの主要課題に記載したとおり、人口減少は経済・社会の活力を衰退させる要因となります。そこで、雇用機会の確保、婚活支援、出産・子育てしやすい環境整備や学校教育の充実等により若い世代の流出や少子化進行に歯止めをかける施策、及び豊かな自然環境など本市の魅力を活かした移住促進施策など、本計画中の各施策の推進により、人口減少を最小限に抑えます。

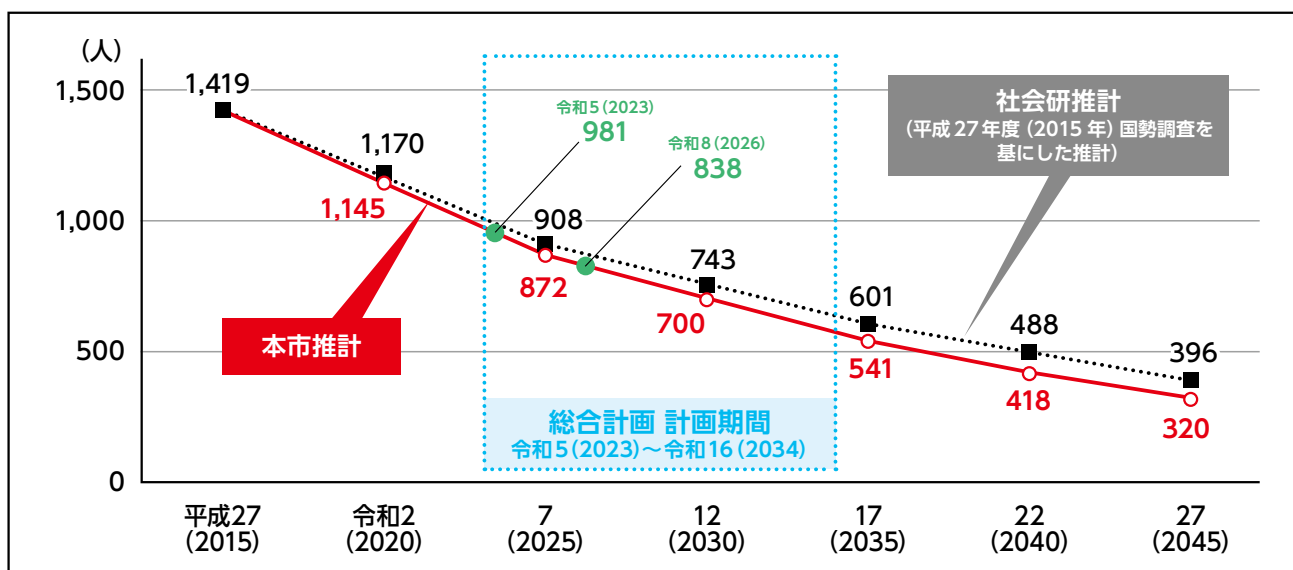
■将来人口推計（総人口）



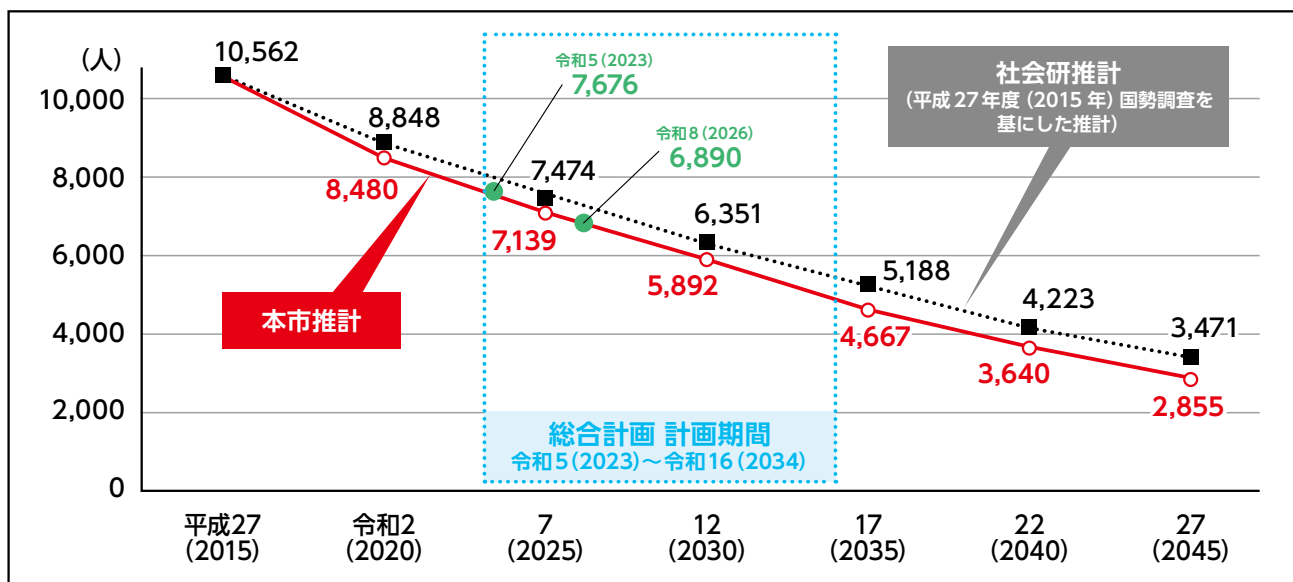
※本市推計の前提条件

推計手法	年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求めるコーホート要因法により推計を実施
出生数	出生数算出の基となる子ども女性比（0～4歳人口/15～49歳女性人口）について、全国値と本市との実績較差により社人研の全国の子ども女性比推計値を補正
社会増減	直近の国勢調査（令和2年（2020年））までの5年間の男女年齢別移動率をベースとして、必要に応じ過度な動きを緩和した移動率を設定

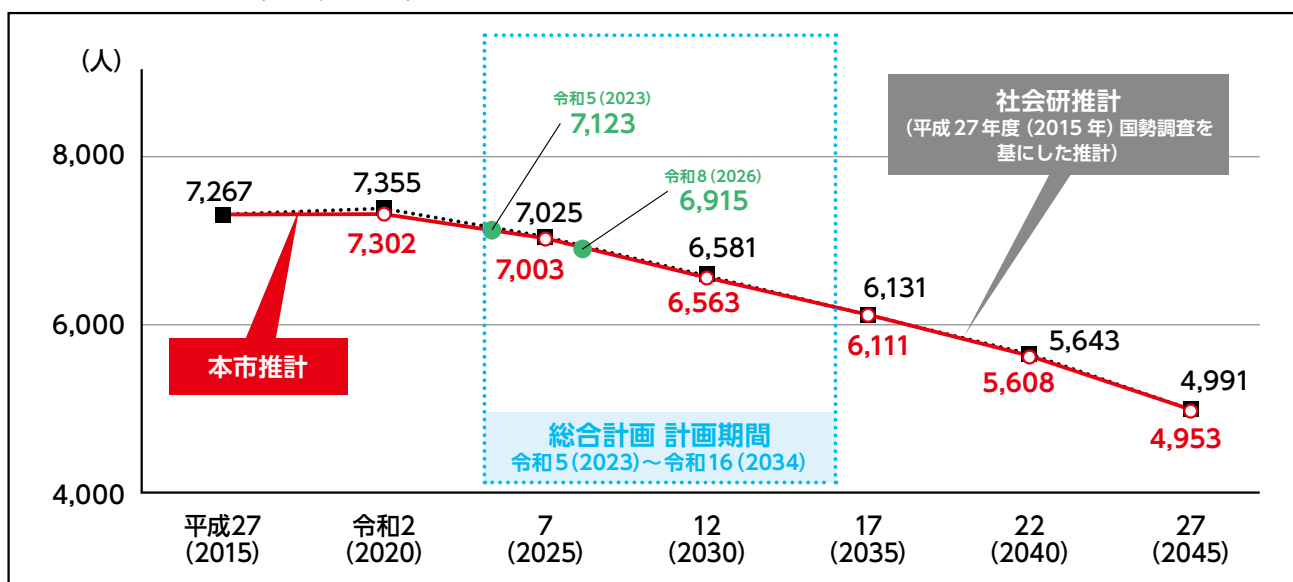
■将来人口推計（年少人口）※ 15 歳未満



■将来人口推計（生産年齢人口）※ 15 ～ 64 歳



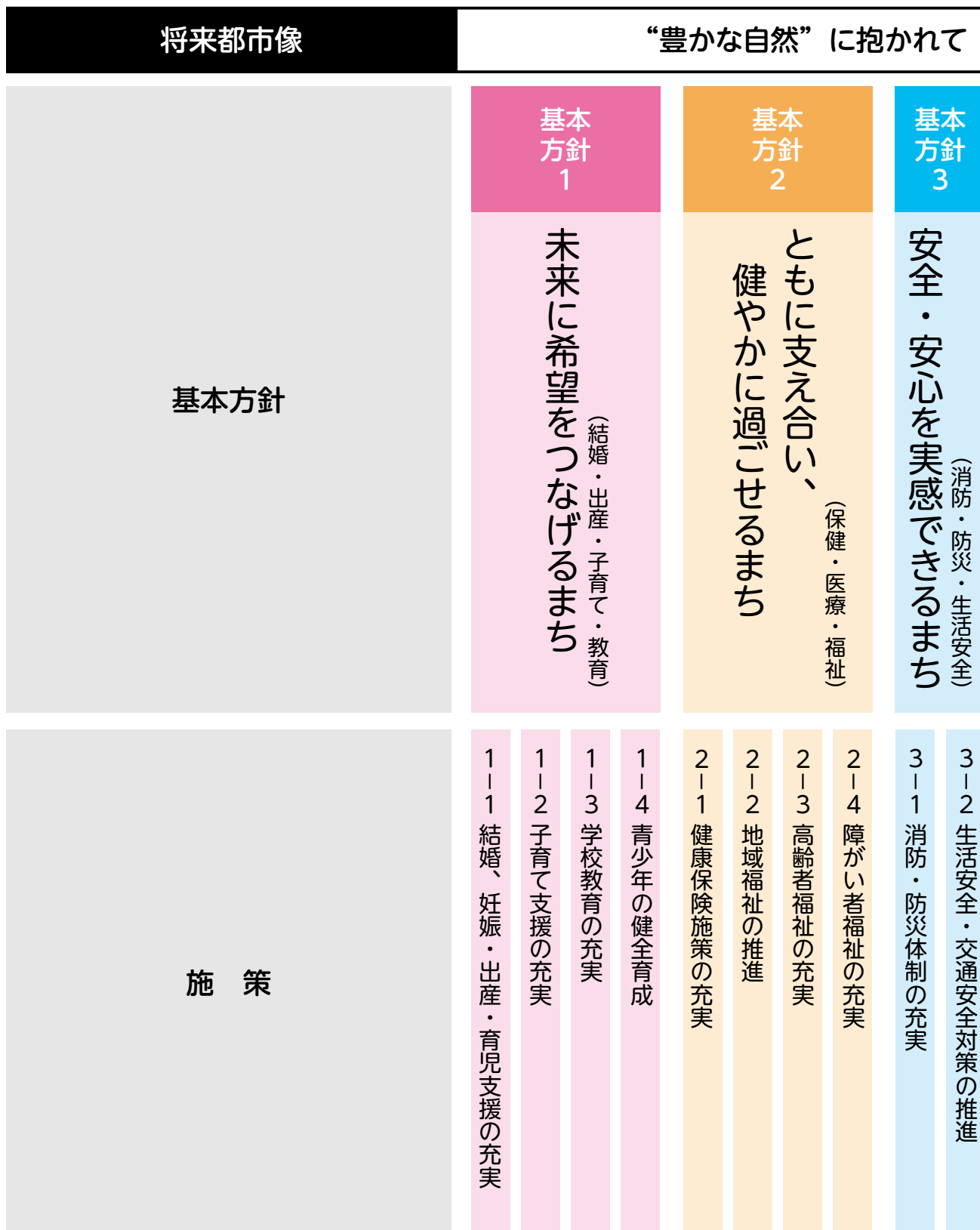
■将来人口推計（老年人口）※ 65 歳以上



第3章 施策の体系

前期基本計画では基本構想に掲げた将来都市像「豊かな自然」に抱かれて「心豊か」に過ごせるまち「かつうら」の実現に向けて、7つの基本方針と各基本方針に属する29の施策の内容を示します。

■前期基本計画の施策体系図



“心豊か”に過ごせるまち かつうら

基本方針
4

人々が活気にあふれるまち
(産業・観光・交流)

4-1 農林業の振興

4-2 水産業の振興

4-3 ビジネス支援の推進

4-4 観光の振興

4-5 移住・定住の促進

4-6 働く場の確保

基本方針
5

快適な環境で過ごせるまち
(道路・交通・生活基盤・環境)

5-1 良好な市街地の形成

5-2 道路整備等の推進

5-3 公共交通の充実

5-4 生活基盤の整備

5-5 環境保全と循環型社会の形成

基本方針
6

心豊かで元気になるまち
(生涯学習・文化・スポーツ)

6-1 生涯学習の推進

6-2 芸術文化の振興と伝統文化の継承

6-3 スポーツの振興

基本方針
7

みんなで創るみんなのまち
(市民協働・共生社会・自治体運営)

7-1 市民参加と協働の推進

7-2 行財政改革の推進

7-3 社会環境の変化に即した行政運営

7-4 広域的連携によるまちづくり

7-5 共生社会の実現

第4章 リーディングプロジェクト

第1節 リーディングプロジェクトとは

本市が抱える課題に効率的・効果的に取り組んでいくためには、限られた資源・財源を重点的に配分する事業を見極め、実施していくことが重要です。そこで、基本構想に掲げた将来都市像「“豊かな自然”に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら」の実現に向け、本計画期間中に取り組む施策の中で特に重要な施策をリーディングプロジェクトとして位置付けます。

このリーディングプロジェクトを推進することにより、各分野に跨る施策の相乗効果を発揮しながら、計画全体の推進を先導していきます。

第2節 リーディングプロジェクトの概要

リーディングプロジェクトで目指す目標を「安心して産み、育ち、暮らせる環境の実現」とし、「子どもの未来を拓く」、「豊かな自然を活かす」、「住みよさを実感できるまちづくり」の3つの方針でリーディングプロジェクトを構成します。

■リーディングプロジェクトの位置づけと構成

将来都市像

“豊かな自然”に抱かれて “心豊か”に過ごせるまち かつうら

安心して産み、育ち、暮らせる環境の実現

リーディングプロジェクト① 子どもの未来を拓く

- 施策1 安心して子育てできる環境づくり
- 施策2 地域資源を活かした教育の充実

リーディングプロジェクト② 豊かな自然を活かす

- 施策1 農林水産業の振興
- 施策2 観光魅力の向上
- 施策3 豊かな自然を活かした健康づくりの推進
- 施策4 関係人口の増加

リーディングプロジェクト③ 住みよさを実感できるまちづくり

- 施策1 暮らしの安全確保
- 施策2 暮らしやすさの向上
- 施策3 地域コミュニティの活性化

第3節 リーディングプロジェクト

1

子どもの未来を拓く

プロジェクト概要

- ▶ 子育てに関する様々な課題に対し、きめ細かに、かつ、迅速に対応するため、子どもの誕生から社会的自立までの切れ目のない子育て支援ができるよう「子育て行政一体化」に向けた行政組織改革を進めるとともに、相談支援をはじめとした各種子育て支援が市民に行き届く体制を整備し、市民に寄り添う子育て環境づくりを進めます。
- ▶ 子どもたちが情報活用能力を一層伸ばしていくことができるよう、教職員のＩＣＴ研修を積極的に実施する等、ＩＣＴ教育環境を整備します。
- ▶ 豊かな自然や市内の既存学校施設等を活かした体験学習、国際武道大学等と連携した体育授業・国際教育など、地域資源を活かした勝浦市ならではの特色ある教育を充実し、市内・市外の子どもにとって魅力ある教育環境を実現します。
- ▶ 老朽化が目立つ勝浦中学校校舎の改修・建て替え等の方針を早期に協議・検討し、実施していきます。

【施策１】安心して子育てできる環境づくり

主な取組	関連する基本計画の施策
子どもの誕生から社会的自立まで子育て支援の一体化の体制整備	1-1 結婚、妊娠・出産・育児支援の充実 1-2 子育て支援の充実 1-3 学校教育の充実 1-4 青少年の健全育成
妊婦・子育て家庭を対象とした相談業務の充実	1-1 結婚、妊娠・出産・育児支援の充実
子育て世代包括支援センターの相談体制整備	1-2 子育て支援の充実
子ども医療費の助成	
認定こども園の運営	
児童手当の支給	
児童扶養手当の支給	
ひとり親家庭への医療費助成	

【施策２】地域資源を活かした教育の充実

主な取組	関連する基本計画の施策
ＩＣＴ教育の推進	1-3 学校教育の充実
郷育プロジェクトなど地域資源を活かした特色ある教育の推進	
体育授業・部活動における国際武道大学等との連携推進	
国際化の推進	1-3 学校教育の充実 6-1 生涯学習の推進 7-5 共生社会の実現
郷土愛を育む学校教育との連携を通じた文化財・伝統文化の継承	6-2 芸術文化の振興と伝統文化の継承
教育特区を活用した高等教育の提供	7-3 社会環境の変化に即した行政運営

主な施策・取組

- ▶ 本市が誇る豊かな海の幸・山の幸を地域の産業活性化につなげるべく、農水産物の高付加価値化と販路の拡大を図ります。
- ▶ 農業経営を脅かす有害鳥獣被害を減らす取組を推進するとともに、有害鳥獣の地域資源としての活用を図ります。
- ▶ 本市には風光明媚な自然景観に加え、朝市、勝浦海中公園、県立海の博物館など、自然と密接に関連した観光資源が豊富に存在します。こうした資源を活かし、本市の観光魅力のさらなる向上を図ります。
- ▶ 澄んだ空気と豊かな緑のなかを健康的に歩くウォーキングコースを整備し、市民や観光客が楽しみながら健康づくりに参加できる環境をつくります。
- ▶ 緑あふれる房総丘陵や変化に富むリアス式海岸の豊かな生態系を保全し、都会では体験できない自然学習の機会を創出するなど、関係人口の増加を図ります。

【施策1】農林水産業の振興

主な取組	関連する基本計画の施策
農水産物の高付加価値化・販路拡大	4-1 農林業の振興 4-2 水産業の振興
勝浦ブランド商品の開発・PRの強化	4-3 ビジネス支援の推進
有害鳥獣被害防止対策の推進	4-1 農林業の振興

【施策2】観光魅力の向上

主な取組	関連する基本計画の施策
観光資源としての農地活用	4-1 農林業の振興
朝市の活性化	4-4 観光の振興
海・里山の自然を活用した各種施設を活かした観光コンテンツの充実	
特色ある海水浴場の整備	

【施策3】豊かな自然を活かした健康づくりの推進

主な取組	関連する基本計画の施策
健康増進につながるウォーキングコースづくり	2-1 健康保健施策の充実 4-4 観光の振興
自然環境の保全	5-5 環境保全と循環型社会の形成

【施策4】関係人口の増加

主な取組	関連する基本計画の施策
豊かな自然環境を活かした関係人口の増加	1-3 学校教育の充実 4-4 観光の振興 4-5 移住・定住の促進 7-4 広域的連携によるまちづくり

3

住みよさを実感できるまちづくり

プロジェクト概要

- ▶ 住みよいまちの大前提である暮らしの安全確保に最優先で取り組みます。房総沖や南海トラフ沿いの巨大地震発生時には津波による被害も想定されることから、集団避難所の開設や海浜地区と山間地区との連携による避難場所の確保など、多様な避難手段の確保を進めます。また、要配慮者の避難支援体制強化など、災害時における地域の助け合い体制の整備を推進します。
- ▶ 災害、犯罪、事故から高齢者を守るため、地域の見守りシステム整備をはじめ、行政と地域が連携した取組を推進します。
- ▶ 後期高齢者の増加にともない移動困難者の増加が見込まれるなか、デマンドタクシーの活用などにより、公共交通空白地域の解消に努め、買い物等の日常生活の利便性向上を図るなど、高齢者や障がい者の方たちも快適に暮らせるようなノーマライゼーション社会の実現を目指します。また、移動市役所の運行や手続きのデジタル化により、行政サービスを受ける市民の利便性向上に努めます。
- ▶ 働き方の多様化等にもとまない、本市では若い世代が新たに移住してくるケースもみられます。移住者と地元住民との良好な関係構築を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することで移住者、地元住民の双方にとって魅力的なまちづくりを進めます。

主な施策・取組

【施策1】暮らしの安全確保

主な取組	関連する基本計画の施策
防災体制の充実	3-1 消防・防災体制の充実
自然災害対策の強化	
海浜地区と山間地区の連携による要配慮者等の避難支援体制強化	2-2 地域福祉の推進 3-1 消防・防災体制の充実
防犯対策の充実	3-2 生活安全・交通安全対策の推進
消費者の安全・安心の確保	

【施策2】暮らしやすさの向上

主な取組	関連する基本計画の施策
健康寿命の延伸	2-1 健康保健施策の充実
高齢者等の社会参加・生活支援の促進	2-2 地域福祉の推進
	2-3 高齢者福祉の充実
鉄道・高速バスの利便性向上	5-3 公共交通の充実
地域公共交通の維持・充実	
行政サービスの利便性向上	7-3 社会環境の変化に即した行政運営

【施策3】地域コミュニティの活性化

主な取組	関連する基本計画の施策
移住・定住の促進	4-5 移住・定住の促進
地域活動の活性化	7-1 市民参加と協働の推進

